

身体障害者手帳交付・再交付申請に必要な書類は次のとおりです

- 身体障害者手帳交付申請書または、身体障害者手帳再交付申請書
- 診断書（身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事が指定する医師が申請の3ヶ月以内に作成したもの）
- 顔写真 1枚（たて4cm×よこ3cm 普通紙・再生紙不可）
※ 脱帽した状態のもの
- 身体障害者手帳（再交付申請の場合のみ）
- 対象者のマイナンバー（通知）カード（15歳未満の場合は対象児童のみ）
※ 市内在住者の方は窓口でご本人等から同意が得られれば、職員が確認しますので持参する必要はありません。

※ 診断書の日付は申請の3ヶ月以内でないと受け付けることができません。診断書が出来上がりましたら、お早めに申請してください。

申請後、手帳が交付されるまで、約1か月半から2か月の期間がかかります

【問い合わせ先】

甲斐市役所

福祉部 障がい者支援課 生活支援係 TEL 055-267-7287

敷島支所 市民地域課 福祉健康係 TEL 055-277-3111

双葉支所 市民地域課 福祉健康係 TEL 0551-20-3650